

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 議案第179号、第180号、第181号、第182号
工事請負契約について . . . 1
- (2) 議案第185号、第186号
工事請負契約の変更について . . . 13

2 所管事項

- (1) 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』（仮称）中間案
に対する意見」への回答 . . . 17
- (2) 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）」最終案に
ついて . . . 21
- (3) 伊勢二見鳥羽ラインの無料化前倒しについて . . . 43
- (4) 県発注の杭基礎工事に関する調査結果について . . . 45
- (5) 審議会等の審議状況について . . . 51

平成27年12月11日

県 土 整 備 部

| | | | |
|---|--|------------|------------------------------------|
| 議案番号 第179号 工事請負契約について | | | |
| 工事名 | 一般県道湯の山温泉線湯の山大橋（仮称）上部工工事 | | |
| 施工場所 | 三重郡菰野町大字菰野地内 | | |
| 契約金額 | 1,595,980,800円（消費税等含む） | | |
| 請負者 住所氏名 | 津市栄町二丁目304番地 日本ピーエス・川田建設特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社日本ピーエス 三重営業所 所長 菊山 耕二 | | |
| 契約工期 | 議決日から825日間 | | |
| 工事内容 | 共同企業体構成員 | | |
| 橋長 L=269m 幅員 W=5.5(9.0)m 橋梁上部工（3径間連続PCラーメン箱桁橋 N=1橋） PC片持箱桁製作工 N=1式 コンクリート工 V=4,225m ³ 支承工 N=4個 架設工 N=1式 片持架設 L=218.0m 支保工架設 L=50.2m 橋梁付属物工 N=1式 | 四日市市三栄町3番14号 川田建設株式会社 三重営業所 所長 牛嶋 勉 | | |
| 契約方法 | 一般競争入札（総合評価方式） | | |
| 入札状況 | 年月日 | 平成27年9月29日 | 評価値 0.88377（最高値0.88377 最低値0.85182） |
| | 業者数 | 6 | 価 格 |
| | | | |
| | 回数 | 1 | 予 定 価 格 |
| 1,791,802,080円（消費税等含む） 1,659,076,000円（消費税等抜き） | | | |

【議案第179号】

位置図



湯の山大橋（仮称）平面図



湯の山大橋（仮称）全景写真（完成イメージ）



議案番号 第180号 工 事 請 負 契 約 に つ い て

| | |
|------------------|---|
| 工 事 名 | 北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター中央監視制御設備改築工事 |
| 施 工 場 所 | 三重郡川越町大字亀崎新田地内 |
| 契 約 金 額 | 979,344,000円（消費税等含む） |
| 請 負 者 住 所 氏 名 | 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号 横河ソリューションサービス株式会社環境システム営業本部 執行役員本部長 小貫 博史 |
| 契 約 工 期 | 議決日から900日間 |

工事内容

監視制御設備

ディスプレイ監視制御装置改築 1式

運転操作設備

シーケンスコントローラ改築 1式

コントロールセンタ・補助継電器盤等改築 1式

計装設備

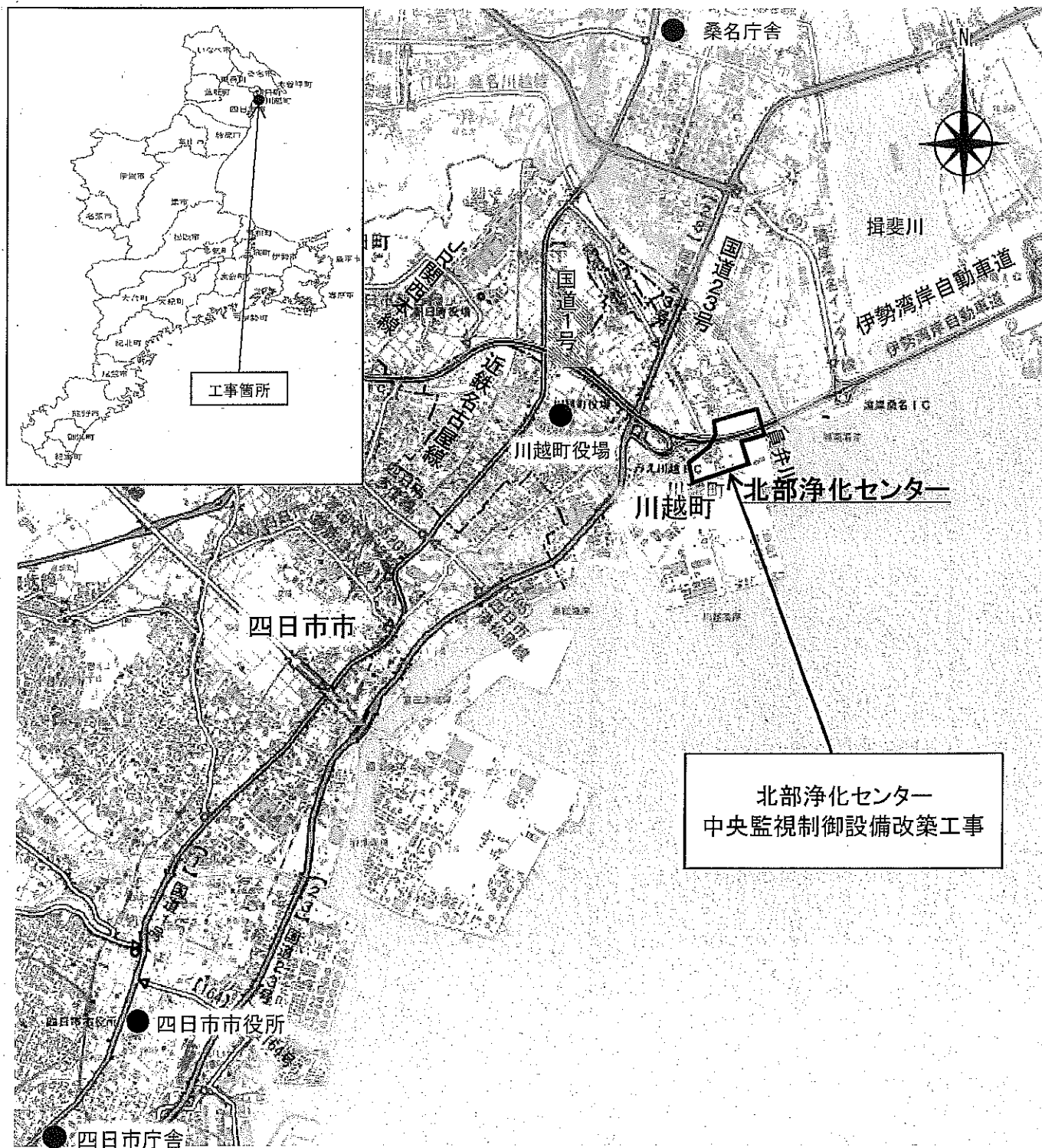
計装盤等改築 1式

契 約 方 法 一般競争入札（総合評価方式）

| | | | | |
|------------------|-------------|------------|--------------------------------------|--|
| 入 札 状 況 | 年月日 | 平成27年10月6日 | 評価値 1.28253（最高値 1.28253 最低値 1.25496） | |
| | 業 者 数 | 3 | 価 格 | 最低 979,344,000 円（消費税等含む） 906,800,000 円（消費税等抜き） |
| | | | | 最高 979,344,000 円（消費税等含む） 906,800,000 円（消費税等抜き） |
| | 回 数 | 1 | 予 定 価 格 | 1,156,105,440 円（消費税等含む） 1,070,468,000 円（消費税等抜き） |

【議案第180号】

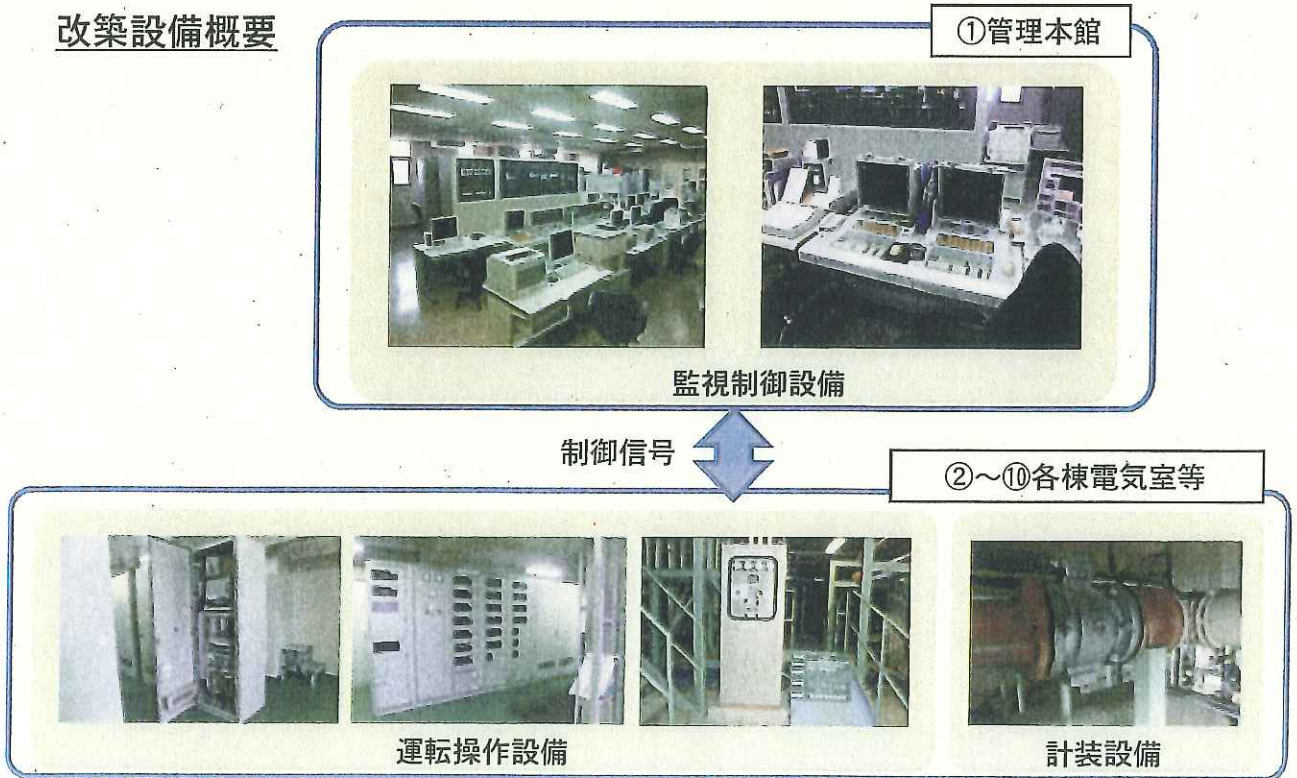
位置図



北部浄化センター全景写真



改築設備概要



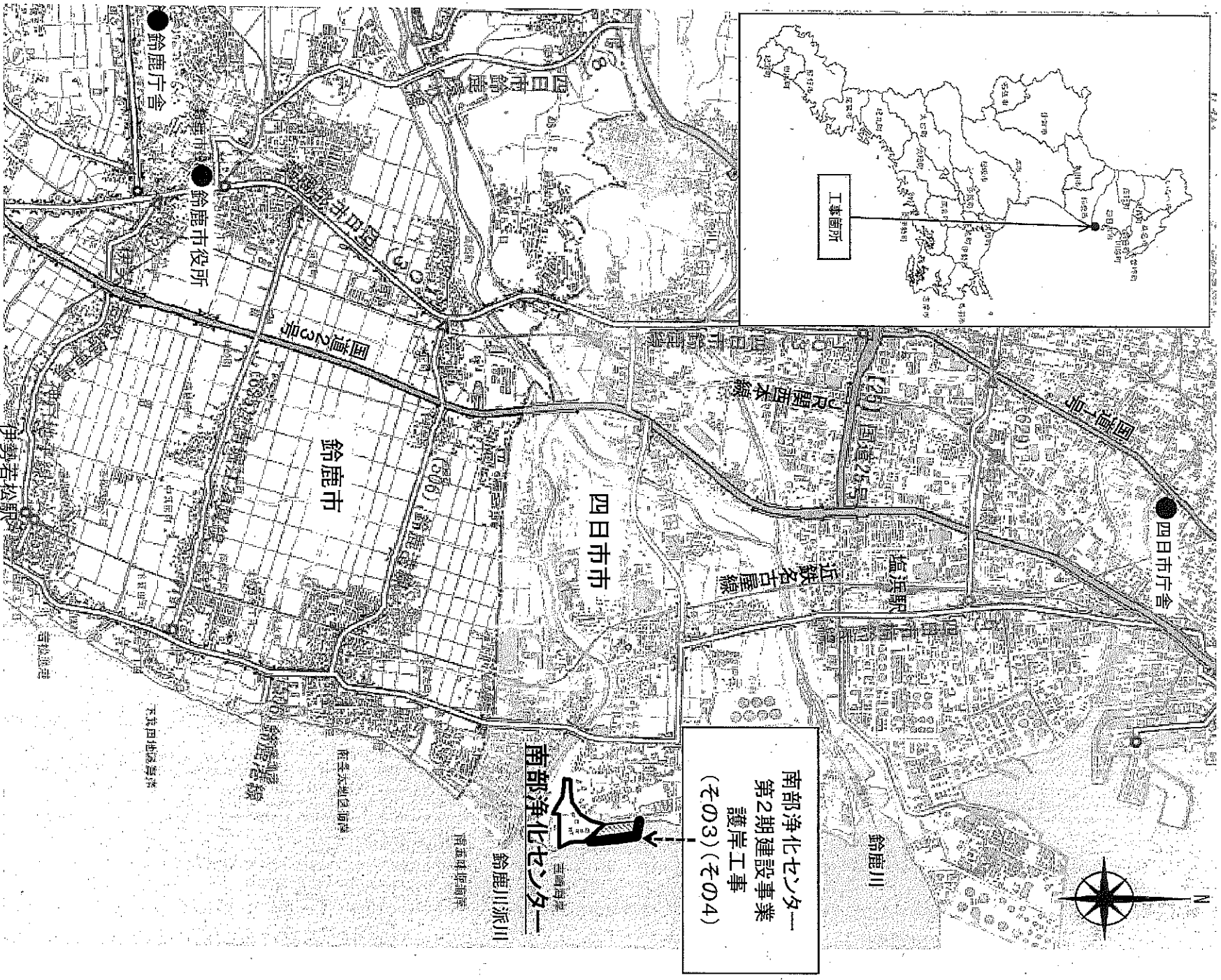
| | | | | |
|-----------------------|---|-------------|---|--|
| 議案番号 第181号 工事請負契約について | | | | |
| 工事名 | 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その3） | | | |
| 施工場所 | 四日市市楠町北五味塚地先 | | | |
| 契約金額 | 643,129,200円（消費税等含む） | | | |
| 請負者住所氏名 | 四日市市小林町3018-10 別府・三和特定建設工事共同企業体 代表者 別府建設株式会社 代表取締役 奥山 茂樹 | | | |
| 契約工期 | 議決日より350日間 | | | |
| 工事内容 | 施工延長 L=447.8m 裏込工 V=20,407 m ³ 上部工 L=417m | | <u>共同企業体構成員</u> 四日市市東富田町2番17号 三和建工株式会社 代表取締役 渡部 和彦 | |
| 契約方法 | 一般競争入札（総合評価方式） | | | |
| 入札状況 | 年月日 | 平成27年10月14日 | 評価値 1.98491（最高値 1.98491 最低値 1.72511） | |
| | 業者数 | 7 | 価 格 | 最低 643,129,200 円（消費税等含む） 595,490,000 円（消費税等抜き） |
| | | | | 最高 726,840,000 円（消費税等含む） 673,000,000 円（消費税等抜き） |
| | 回数 | 1 | 予 定 格 価 格 | 726,980,400 円（消費税等含む） 673,130,000 円（消費税等抜き） |

議案番号 第182号 工事請負契約について

| | | | | | |
|------------------|--|--|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 工事名 | 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その4） | | | | |
| 施工場所 | 四日市市楠町北五味塚地先 | | | | |
| 契約金額 | 592,812,000円（消費税等含む） | | | | |
| 請負者 住所氏名 | 三重郡川越町大字亀崎新田51番地1 松岡・穂積特定建設工事共同企業体 代表者 松岡建設株式会社 代表取締役社長 松岡 伸年 | | | | |
| 契約工期 | 議決日より350日間 | | | | |
| 工事内容 | 施工延長 L=440.1m 裏込工 V=19,078m ³ 上部工 L=435m | 共同企業体構成員 四日市市広永町 1289-1 株式会社穂積建設 代表取締役 川村 靖 | | | |
| 契約方法 | 一般競争入札（総合評価方式） | | | | |
| 入 札 状 況 | 年月日 | 平成27年10月14日 | 評価値 2.15157（最高値 2.15157 最低値 1.87258） | | |
| | 業者数 | 7 | 価 格 | 最低 | 592,812,000 円（消費税等含む） |
| | | | | | 548,900,000 円（消費税等抜き） |
| | 回数 | 1 | 予 定 格 価 格 | 最高 | 669,600,000 円（消費税等含む） |
| | | | | 620,000,000 円（消費税等抜き） | |
| | | | | 670,569,840 円（消費税等含む） | |
| | | | | 620,898,000 円（消費税等抜き） | |

【議案第181・182号】

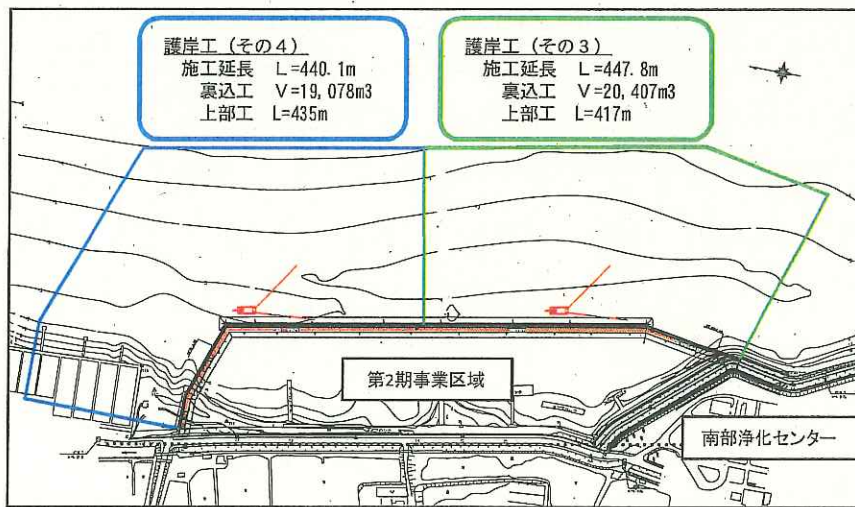
位置図



南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その3・その4）全景写真



平面図

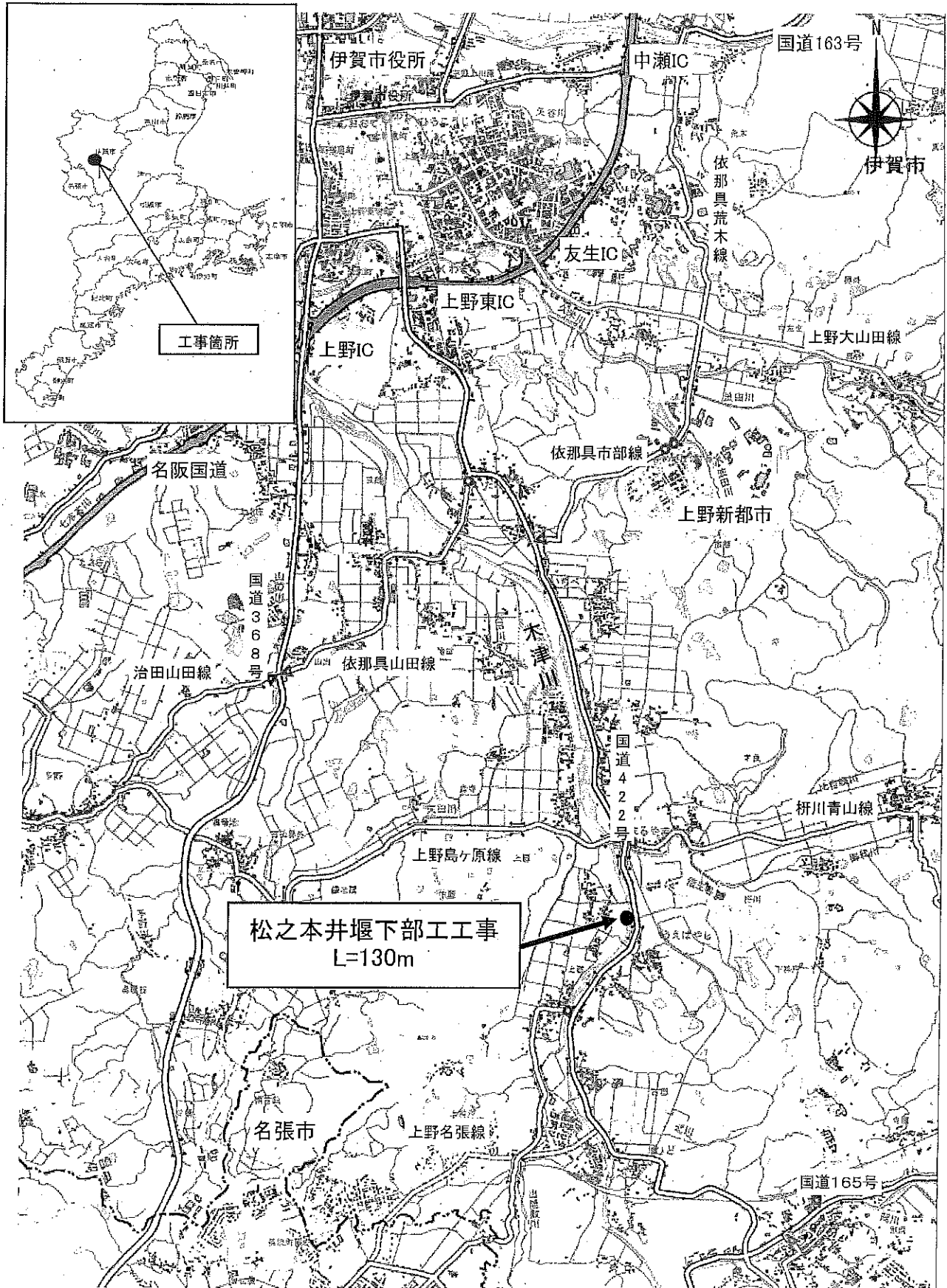


標準断面図



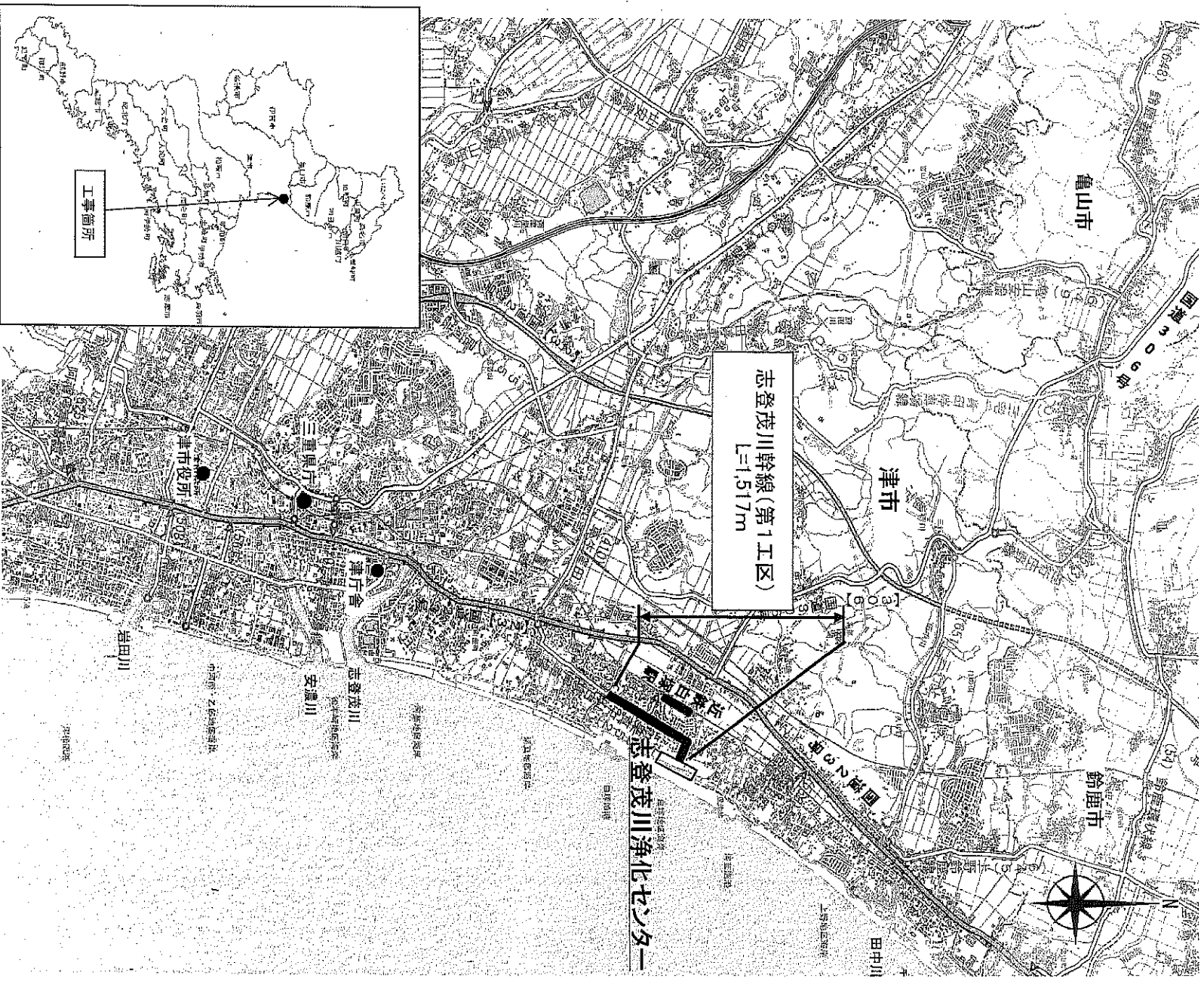
| | |
|---|--|
| 議案番号 第185号 工事請負契約の変更について | |
| 工事名 | 一級河川木津川河川改修（松之本井堰下部工）工事 |
| 施工場所 | 伊賀市下神戸地内 |
| 契約金額 | 変更前 652,239,000円（消費税等含む） 変更後 652,274,640円（消費税等含む） |
| 請負者 住所氏名 | 伊賀市西明寺字中川原485番地2 山一・三和特定建設工事共同企業体 代表者 山一建設株式会社 代表取締役 河野 康之 |
| 契約工期 | 平成25年10月16日 ～ 平成28年1月23日 |
| <u>工事内容</u> 施工延長 L=130.0m W=131.0m 堰本体工 L=15.0m W=83.8m (コンクリート) V=2,339m ³ 水叩工 L=10.0m W=99.2m (コンクリート) V=1,001m ³ 護床工 コンクリートブロック(3t級) N=1,236個 | <u>変更理由</u> 残土処分が、他工事への流用が可能となったこと等に伴い処分費の減額を行う。一方、契約後、労務単価等が上昇したため、建設工事請負契約書第25条第6項「インフレスライド」の規定に基づく増額等を行うものである。 |
| 契約方法 | 随意契約 |

位置図



| | |
|---|---|
| 議案番号 第186号 工事請負契約の変更について | |
| 工事名 | 中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川幹線(第1工区)管渠工事 |
| 施工場所 | 津市白塚町地内 |
| 契約金額 | 変更前 1,019,865,000円(消費税等含む) 変更後 1,052,869,800円(消費税等含む) |
| 請負者 住所氏名 | 津市大門7番15号 熊谷・東海土建特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社熊谷組 三重営業所 所長 北村 良保 |
| 契約工期 | 平成25年10月16日 ~ 平成28年2月2日 |
| <u>工事内容</u> 施工延長 L=1,517m シルト工 L=1,500m セメント外径 1,800mm 仕上がり内径 1,200mm 人孔工 2基 立坑工 1基 刃口推進工 ϕ 1,270mm L=17m | <u>変更理由</u> 契約後、労務単価等が上昇したため、建設工事請負契約書第25条第6項「インフレスライド」の規定に基づき、増額を行うものである。 |
| 契約方法 | 随意契約 |

位置図



『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』(仮称)中間案に対する意見への回答
＜県土整備部関係分抜粋＞

| 施策番号 | 施策名 | 主担当部局 | 委員会意見 | 回答 |
|------|----------------|-------|---|--|
| 113 | 治山・治水・海岸保全の推進 | 県土整備部 | 基本事業名「高潮・津波対策の推進」に地震による液状化対策等を記載していただきたい。 | 河川管理施設・海岸保全施設における大規模地震対策として、水門等の耐震対策や堤防の液状化対策に取り組んでいることから、ご意見の趣旨を踏まえ、最終案では、基本事業名を「高潮・地震・津波対策の推進」と修正しました。 |
| 353 | 安全で快適な住まいまちづくり | 県土整備部 | <p>施策名に「安全で」を加えた目的が明確に伝わるよう記載していただきたい。</p> <p>コンパクトなまちづくりの推進にあたっては、県が策定中の「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」と整合性を保てる内容にしていただきたい。</p> | <p>安全安心で豊かな住環境の整備、建築物の安全性確保に取り組んでいることに加え、大規模災害に強いまちづくりが求められていることから、第二次行動計画（仮称）において、施策名に「安全で」を加えたところです。ご意見の趣旨を踏まえ、最終案では、「取組方向」等に加え、「現状と課題」においても目的が明確に伝わるよう修正しました。</p> <p>コンパクトなまちづくりの推進は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけているところであり、総合戦略と整合性を図りつつ、推進していきます。</p> |

| 総論部分等(基本的な考え方、重点取組など)に関する意見 | 回 答 |
|--|---|
| <p>県民指標については、県民にとってわかりやすい指標の設定となっているかどうか、検討していただきたい。例えば、行政運営7「公共事業推進の支援」の県民指標は、「公共事業予算上半期発注率」となっているが、県民の立場からは把握しにくい指標といえる。また、指標の進捗状況を把握するため、「現状と課題」欄等に指標のベースとなる数字を記載するなど工夫してほしい。</p> | <p>県民指標は、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標であり、第一次行動計画では成果や分かりやすさの観点から設定してきました。</p> <p>「第二次行動計画(仮称)」では、PDCAサイクルによる進行管理をより効果的に行うため、数値目標について、改めて、県民の皆さんにとっての成果をあらわす分かりやすい指標となっているか、また、施策等の進捗状況をより正確に評価できるかといった観点から見直しを行いました。</p> <p>また、指標の進捗状況を把握するための数字については、最終案で現状値をお示しするとともに、「数値目標一覧」の目標値設定理由等において、考え方等を分かりやすく示しました。</p> |

みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）

《最終案》

県土整備部主担当分抜粋

(施策)

- 施策 1 1 3 治山・治水・海岸保全の推進
- 施策 3 5 1 道路網・港湾整備の推進
- 施策 3 5 3 安全で快適な住まいまちづくり

(行政運営の取組)

- 行政運営 7 公共事業推進の支援

(参考) 他部主担当施策

- 施策 1 1 2 防災・減災対策を進める体制づくり
- 施策 2 5 4 移住の促進

県民の皆さんとめざす姿

洪水、土砂災害、高潮、地震、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 頻発・激甚化する水害・土砂災害から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、洪水・高潮・土砂災害対策として、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備を着実に進めています。防災・減災対策として施設整備の必要性は依然として高く、施設整備の推進が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策ならびに脆弱箇所への補強対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- 防災・減災対策を推進するため、ハード対策だけでなくソフト対策として、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定を進めています。平成27(2015)年の水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成が37河川で求められています。また土砂災害に対する警戒避難体制強化を支援するため、土砂災害危険箇所(16,208か所)における早期の基礎調査完了と土砂災害警戒区域等の指定が求められています。
- 堆積土砂により低下している河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去を進めています。また、老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施しています。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するため、頻発・激甚化する水害・土砂災害や、発生が懸念されている南海トラフ地震に対する備えとして、施設整備を推進するとともに、警戒避難体制整備を支援する取組等、ハード・ソフト両面での取組を進め、「三重県国土強靱化地域計画」に基づき地域の強靱化を図ります。

また、老朽化した施設を適切に維持管理していきます。

取組方向

- 県民の皆さんの生命、財産を守る河川・海岸堤防や治山・土砂災害防止施設などの整備については、緊急度が高いものに重点化を図り、早期の効果発現をめざします。
- 切迫する大規模地震や津波による被害を軽減するため、堤防や大型水門・排水機場等の補強や耐震対策を進めます。なお、海岸保全施設等における地震・津波対策として、これまで進めてきた整備に加え、粘り強い構造とする対策を取り入れます。
- 自然災害から県民の皆さんの生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、水防法改正に伴う想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成や、土砂災害警戒区域等を指定するための基礎調査を進め、土砂災害警戒区域等の指定に取り組みます。
- 市町から二つの高い河川堆積土砂の撤去については、関係市町と撤去箇所の情報を共有しながら、推進します。また、これまで整備してきた施設の機能を確保するとともに延命化を図るため、適切な維持管理による機能の確保と老朽化対策を実施します。

平成 31 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難の支援が行われています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|---------------------|----------------------|-----------|-------------------------------|
| 自然災害への対策が講じられている人家数 | 236,700 戸 (26 年度) | 242,300 戸 | 河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数 |

**主な取組内容
(基本事業)**

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|--|-----------------|---------------------|-----------|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| <p>11301 洪水対策の推進 (主担当：県土整備部河川課)</p> <p>洪水、高潮等による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防の整備、堆積土砂の撤去等と併せて、平成 27(2015)年の水防法改正に伴う河川の浸水想定区域図の作成等に取り組みます。</p> | 浸水想定区域図作成河川数 | — | 20 河川 |
| 〔目標項目の説明〕 浸水想定区域図を作成した河川数 | | | |
| <p>11302 土砂災害対策の推進 (主担当：県土整備部防災砂防課)</p> <p>土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や土砂災害危険箇所における基礎調査を進め、土砂災害警戒区域等の指定に取り組みます。</p> | 基礎調査実施数 | 5,770 か所 (26 年度) | 16,208 か所 |
| 〔目標項目の説明〕 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査の実施数 | | | |
| <p>11303 高潮・地震・津波対策の推進 (主担当：県土整備部港湾・海岸課)</p> <p>高潮、地震、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備に取り組みます。</p> | 堤防耐震化延長 | 33.3km (26 年度) | 35.6km |
| 〔目標項目の説明〕 伊勢湾沿岸の耐震対策を実施した海岸堤防延長 | | | |
| <p>11304 山地災害対策の推進 (主担当：農林水産部治山林道課)</p> <p>山崩れや土石流等の山地災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、治山施設の整備に取り組みます。</p> | 山地災害危険地区整備着手地区数 | 2,029 地区 (26 年度) | 2,179 地区 |
| 〔目標項目の説明〕 治山施設整備に着手した山地災害危険地区数 | | | |

県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、安全・安心が高まるとともに、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外との交流・連携を広げています。

現状と課題

- 多くの幹線道路等が供用し、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなどの整備効果が現れてきていますが、バイパスの部分開通箇所における渋滞の発生、未だ残っているミッシングリンク、大規模自然災害の発生への懸念など多くの課題があります。このため、引き続き道路整備や新たな道路ネットワークの検討を進める必要があります。なお、整備にあたり、地域ニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備などの抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた整備を推進していく必要があります。さらに、平成33(2021)年の国体の本県開催に向け、県内外からの各競技会場への来場者の安全性、利便性の向上を図るための道路整備も必要です。また、伊勢志摩地域への誘客促進や活性化のため、伊勢二見鳥羽ラインの無料化前倒しおよび県営サンアリーナ前の仮設インターの常時開放に向けた取組を進める必要があります。
- 交通事故対策や交通弱者への対応などを進めていますが、通学児童の安全確保などが全国的な課題となっている中、引き続き、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう道路施設の機能向上を図る必要があります。また、今後、施設の高齢化が一層進展し、維持管理コストの増大が予想される中、さらなる効率的かつ効果的な修繕・更新が必要です。さらに、地域の安全・安心の観点から、引き続き、橋梁の耐震化や法面からの落石防止等の防災・減災対策が必要です。
- 県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化した施設を補修するとともに、大規模地震時の緊急輸送を確保するため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めています。引き続き、老朽化した施設を早期に補修するとともに、大規模地震発生時の復旧・復興活動に重要な役割を担う耐震岸壁へのルートとなる緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全・安心はもとより、大規模災害時においても地域の経済活動が維持できるよう、道路網の整備や、道路・港湾が担うべき機能の強化・充実にに向けた取組を進め、「三重県国土強靱化地域計画」に基づき地域の強靱化を図ります。

取組方向

- 県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支えるとともに、大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し地域の安全・安心を支える基盤として、また、平成33(2021)年の国体の本県開催に向けて、高規格幹線道路、直轄国道の整備やこれらと一体となった県管理道路の整備を進め、道路ネットワークの形成を図ります。また、高規格幹線道路等における未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるとともに、新たな道路ネットワークの構築に向けた検討を推進します。県管理道路については、道路整備方針に基づき、抜本的な整備に加え、早期に効果が発現できる柔軟な対応を織り交ぜた整備を推進します。さらに、平成29(2017)年4月1日に伊勢二見鳥羽ラインの無料化を前倒しするとともに、県営サンアリーナ前の仮設インターを常時開放するため、必要な手続きを関係機関と調整しながら進めます。
- 道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう道路施設の機能向上を図ります。また、道路施設が将来にわたって機能を十分発揮するよう、予防保全の考え方を取り入れ、トータルコストの縮減・平準化を図りながら、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを確実に実施するなど、適切な維持管理を推進します。なお、メンテナンスサイクルの確実な実施にあたり、「維持管理の見える化」に取り組みます。さらに、既存施設の防災・減災対策を進めます。
- 県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の点検・補修を実施するとともに老朽化対策を進めます。また、大規模地震発生時に耐震岸壁へのルートとなる緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。

平成31年度末での到達目標

幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備を進めるとともに、道路・港湾施設の適切な維持管理を推進することで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が進み、地域の経済活動が活性化しています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|--|-----|--------|---------------------------------|
| 県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長 | — | 76.8km | 県内の高規格幹線道路、直轄国道や県管理道路の新規に供用した延長 |

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 | | 県の活動指標 | | |
|---|---|---|----------------|--------|
| (基本事業) | | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| 35101 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進 (主担当：県土整備部道路企画課) | 産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要への対応、交通渋滞の解消や、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、国・県・市町等と連携し、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進めます。 | 高規格幹線道路および直轄国道の新規供用延長 | — | 34.3km |
| | | 〔目標項目の説明〕 県内の高規格幹線道路および直轄国道の新規に供用した延長 | | |
| 35102 県管理道路の整備推進 (主担当：県土整備部道路建設課) | 高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成や、地域ニーズへの的確な対応に向けて、早期に効果が発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な県管理道路の整備を推進します。 | 県管理道路の新規供用延長 | — | 42.5km |
| | | 〔目標項目の説明〕 県管理道路の新規に供用した延長 | | |
| 35103 適切な道路の維持管理 (主担当：県土整備部道路管理課) | 道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、舗装や橋梁等の道路施設について、予防保全の考え方を取り入れながら、効率的・効果的な修繕・更新を進めるなど、適切な維持管理を推進します。 | 舗装の維持管理指数 | 5.1 (26年度) | 5.0以上 |
| | | 〔目標項目の説明〕 県管理道路における舗装の状態を示す指数の平均値(5.0以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値) | | |
| 35104 県管理港湾の機能充実 (主担当：県土整備部港湾・海岸課) | 利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の点検・補修を実施するとともに、岸壁の更新・大規模修繕等の老朽化対策を進めます。また、大規模地震に備え、緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。 | 県管理港湾における岸壁の更新・大規模修繕実施延長 | 120m (26年度) | 240m |
| | | 〔目標項目の説明〕 県管理港湾において、更新・大規模修繕を実施する岸壁の延長 | | |

県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成（コンパクトなまちづくり）が進むとともに、都市基盤の整備や、安全で快適な住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが安心して、快適に暮らしています。

現状と課題

- 人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向け、都市計画決定や鉄道と道路の立体交差化等の都市基盤の整備を進めてきました。引き続き持続可能性の高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向け、都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。
- 耐久性・省エネ性等を備えた長期優良住宅の普及促進と認定を行うとともに、県営住宅の適切な維持管理を進めてきました。また、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等の方々への支援の充実を図っています。引き続き、誰もが安全安心で豊かな住生活を楽しむよう、将来にわたって住み続けることができる良質な住宅への転換や高齢者をはじめとする住宅の確保に特に配慮を要する方々への支援が求められています。
- 建築物の安全性確保に向け、建築主事を置く市と連携して、不特定多数の者が利用する既存建築物の維持保全適合率の向上に取り組みました。引き続き、建築基準法や都市計画法に基づく許認可や指導・助言を行うことにより、安全安心な建築物の確保を図ることが求められています。
- 県や市が景観計画を策定するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めてきました。地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを推進するため、引き続き、地域住民と行政の協働による修景整備や、市町が主体となった景観づくりへの取組、地域の景観特性に配慮した公共事業等の推進が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等生活サービス提供のための都市機能の中心拠点への集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のためのその周辺部等への居住の誘導を一体的に取り組み、コンパクトなまちづくりを進めます。また、頻発・激甚化する水害や土砂災害、発生が懸念される大規模地震等をふまえ、地域に即した大規模災害に強いまちづくりを進めます。

取組方向

- 人口減少・超高齢社会、地震・津波等大規模災害に対応したまちづくりの形成に向け、都市計画の策定の基本となる方針を定め、市町による立地適正化計画（居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画）の策定等に対する支援を行います。また、都市交通の円滑化、都市災害の防止、都市景観の形成等に向け、街路の整備や電線類の地中化等を進めます。
- 将来世代にわたって住み続けることができる良質な住宅の普及促進や既存住宅ストックの活用促進等により、安全安心な居住環境の構築に取り組みます。また、県営住宅の機能改善や長寿命化等による適切な維持管理を継続するとともに、予防保全の重要性等の県全体への波及を図ります。さらに、住宅の確保に特に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑な入居のための支援体制の整備等住宅セーフティネットの充実に努めます。
- 新築建築物等の完了検査の徹底など建築基準法の遵守を促し、適法な建築物の確保に努めるとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物の適正な維持保全への指導・助言を行うことにより、火災等に対する安全性確保に努めます。
- 県民の皆さんと行政がそれぞれの役割を理解して、協働による地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めます。また、良好な景観づくりを進めるため、「三重県景観計画」に基づく建築物の規制誘導や地域が主体となる景観づくりへの市町支援を行うとともに、地域の景観特性に配慮した公共事業等を促進します。さらに、屋外広告物の適正な設置に取り組みます。

平成31年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成、安全安心で豊かな住環境の整備、建築物の安全性確保の取組に加え、立地適正化計画の策定やその計画に位置づけられた事業の実施など集約型都市構造の形成につながる取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|--|-----|-----|---|
| 生活サービス施設が身近に存在するまちづくりを推進する事業に着手した数（累計） | — | 3件 | 住宅および都市機能増進施設（医療施設、商業施設等）の立地の適正化を図るための計画（立地適正化計画）に位置づけられた、誘導する施設の整備やその周辺の基盤整備等に着手した件数 |

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|--|---|-----------------|-------|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| <p>35301 安全で快適なまちづくりの推進 (主担当：県土整備部都市政策課)</p> <p>集約型都市構造の形成に向け、都市計画の策定の基本となる方針を定めます。また、街路の整備や電線類の地中化等による都市基盤整備を実施します。</p> | 緊急輸送道路となっている街路で無電柱化された箇所数（累計） | 12か所 | 15か所 |
| <p>〔目標項目の説明〕 県が整備する緊急輸送道路となっている街路において、電線類を地中化し、電柱を無くすことができた箇所数</p> | | | |
| <p>35302 安全で快適な住まいづくりの推進 (主担当：県土整備部住宅課)</p> <p>長期優良住宅の普及啓発とともに、既存住宅のストックの活用を促進します。また、県および市町の公営住宅の安全性を確保し適正に維持管理するとともに、予防保全の重要性等の県全体への波及を図ります。さらに、住宅の確保に特に配慮を要する方々への支援体制の充実を図ります。</p> | 県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合 | 17.9% (26年度) | 100% |
| <p>〔目標項目の説明〕 県および市町が策定する「公営住宅等長寿命化計画」に基づく県営および市町営住宅の長寿命化工事を実施した割合</p> | | | |
| <p>35303 適法な建築物の確保 (主担当：県土整備部建築開発課)</p> <p>不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした維持保全の適合状況を把握するための定期報告の審査や防災査察等を実施します。また、新築等の建築物に対する中間検査および完了検査の検査率向上に取り組むとともに違反建築物に対する是正指導を実施します。</p> | 防火設備等が適正に維持保全されている建築物の割合 | 62.8% (26年度) | 82.8% |
| <p>〔目標項目の説明〕 不特定多数の者が利用する大規模な既存建築物において、火災等に対して防火設備や避難施設等が適正に維持保全されている建築物の割合</p> | | | |
| <p>35304 参画と協働による景観まちづくりの推進 (主担当：県土整備部景観まちづくり課)</p> <p>地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、住民との協働による修景整備や景観に配慮した建築物への誘導、景観行政団体に向けた市町支援、景観に配慮した公共事業等の促進、県民への普及啓発、適正な屋外広告物の設置に向けて取り組みます。</p> | 市町、県が制定した景観計画等の件数および市町に屋外広告物の権限移譲を行った件数（累計） | 15件 | 18件 |
| <p>〔目標項目の説明〕 地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりの指針となる景観計画等の件数および屋外広告物の許可指導権限を市町に移譲した件数</p> | | | |

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

現状と課題

- 公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」における審査などにより公共事業の適正化に取り組んできました。今後も公共事業を取り巻く環境の変化等に対応した評価の内容の見直しや、電子調達システムなどのCALS/EC（公共事業の情報化）の適正な運用に努め、公共事業の適正な執行に努める必要があります。
- 入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の審査結果をふまえ、制度の改善、適正な運用などに取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
- 平成26(2014)年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が改正され、発注者の責務として「担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定」等が明記されました。今後、担い手不足や若年入職者の減少などの現状をふまえ、入札契約制度の見直しなど、公共事業の実施プロセスの改善を進めていく必要があります。
- 公共事業の実施にあたっては、公正性・透明性の確保、事業の適正かつ着実な実施に努め取り組んできました。引き続き、公共事業を適正かつ着実に実施し、県民の皆さんに公共事業の成果を早期かつ適切な時期に届ける必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

大規模自然災害などから県民の皆さんの命や暮らしを守るため、道路や堤防の整備など公共事業を適正かつ着実に推進していくことが必要です。

このため、公共事業の適正な評価や入札契約制度の改善、適正な運用など、公共事業の推進を支援する取組を進めます。

取組方向

- 「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審査等による確認を受けるなど、公共事業を取り巻く環境等の変化に対応した公共事業の適正な評価に取り組むとともに、電子調達システムをはじめとするCALS/EC（公共事業の情報化）の適正な運用に取り組めます。
- 「三重県入札等監視委員会」の調査審議等による確認を受けながら、公共工事の公正性、透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用などに取り組めます。
- 平成26(2014)年に改正された品確法の趣旨をふまえて、中長期的な担い手の育成・確保ができるような制度の見直しなど実施プロセスの適正な運用と見直しに取り組めます。
- 県民の皆さんに公共事業の成果を早期かつ適切な時期に届けることができるよう、公共事業の早期発注に努めます。

平成31年度末での到達目標

公共事業の再評価、事後評価制度および入札契約制度を適正に運用することで、公共事業の公正性、透明性が確保され、早期かつ適切な時期に県民の皆さんに公共事業の成果が届いています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|--------------|-------|-------|---|
| 公共事業予算上半期発注率 | 60.1% | 65.0% | 公共事業の成果の早期発現に向けた県土整備部所管の公共事業予算における上半期での発注額の割合 |

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|------------------|--------|-----|-----|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |

| | | | |
|--|--|----------------|------|
| 40701 公共事業の適正な執行・管理 (主担当：県土整備部公共事業運営課) 事業の適正な実施に向けて、「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審査などにより、公共事業を取り巻く環境等の変化に対応した適正な評価を行います。また、電子調達システムをはじめとするCALS/EC（公共事業の情報化）の適正な運用に努めます。 | 三重県公共事業評価審査委員会の審査における適正率 | 100% (26年度) | 100% |
| | 〔目標項目の説明〕 公共事業評価制度において、外部委員で構成される「三重県公共事業評価審査委員会」で当該年度に審査を受け適正とされた割合 | | |
| 40702 公共事業を推進するための体制づくり (主担当：県土整備部公共事業運営課) 実施プロセスの公正性、透明性の確保に向けて、「三重県入札等監視委員会」の調査審議などにより、入札契約制度の改善と適正な運用に取り組めます。 | 三重県入札等監視委員会による調査審議結果に基づく改善率 | 100% (26年度) | 100% |
| | 〔目標項目の説明〕 入札および契約の適正化を図るために外部委員で構成された「三重県入札等監視委員会」による入札および契約の調査審議の結果、改善事項があると意見がなされた際、これを受けて入札契約制度を改善した割合 | | |

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 東日本大震災の発生から4年が経過しましたが、被災地の復興は未だ道半ばの状況にあります。東日本大震災の教訓等をふまえ、災害発生後の復興も視野に入れた新たな地震・津波対策の道筋を示し、その実践に取り組んできたところですが、今後も、南海トラフ地震等の発生に備えた地震・津波対策に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 局地化・集中化・激化する風水害に備えるため、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨等で明らかとなった課題等もふまえ、「三重県新風水害対策行動計画」の策定など新たな風水害対策の道筋を示しました。今後も引き続き、年々勢力を増す台風への対応などの風水害対策に取り組んでいく必要があります。
- 災害対策活動の機能強化に取り組んできたところですが、今後も国・市町、防災関係機関などのさまざまな関係機関との連携を強化し、訓練や広域避難体制の検討、防災情報の迅速な県民への提供方法の検討など、災害対応力の充実・強化に取り組む必要があります。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時の医療体制や緊急輸送道路の充実、強化に取り組む必要があります。
- 住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、学校施設の防災機能の充実に今後も取り組む必要があります。
- 消防団員の減少、平均年齢の上昇、多様化・増加する消防救急需要などに対応するため、消防の充実強化に取り組んでいく必要があります。
- 高圧ガス施設等における事故が発生しており、石油コンビナートを含め、産業保安人材の育成を含めた防災対策を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会に向けた防災・減災対策を進めるための体制の整備を図ります。

取組方向

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」に基づく行動項目を着実に実践するとともに、「三重県版タイムライン（仮称）」等の策定や「三重県復興指針（仮称）」に基づく事前対策の検討に取り組むなど、自然災害に対する防災・減災対策を的確に推進します。
- 「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の検証結果等をふまえ、これを引き継ぐ新計画を作成するとともに、さらなる対策の推進に取り組みます。
- 市町や防災関係機関と連携し、防災情報の共有化や海拔ゼロメートル地帯対策を含む広域的な連携体制の整備を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 災害時における医療体制の整備や緊急輸送道路の機能確保を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援するとともに、学校施設の耐震化や天井等落下防止対策を実施することにより、地域におけるまちの安全性を確保します。
- 消防職員や消防団員の資質向上、消防団の活性化、消防の広域化を進め、消防力の向上を支援するとともに、高圧ガス保安担当者の現場力を高め、石油コンビナートを含めた産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進します。

平成 31 年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

| 県民指標 | | | |
|----------------------------------|-------|-------|--|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| 「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合 | (調査中) | (検討中) | 県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合(防災に関する県民意識調査) |

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|---|---|-----------------|-------|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| 11201 防災・減災対策の推進 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課) 「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目の実践に取り組むとともに、市町の防災・減災対策の推進を図ります。また、これら計画や取組の検証結果をふまえ、新たな計画への刷新を図ります。 | 「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画における主要な行動項目の進捗率 | 93.4% (26年度) | 100% |
| | 【目標項目の説明】 「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた主要な行動項目の進捗率の平均値 | | |
| 11202 災害対策活動体制の充実・強化 (主担当:防災対策部災害対策課) 災害対策本部の機能強化、広域防災拠点の整備、広域避難体制の整備、実践的な図上訓練、実働訓練の実施などにより、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。 | 県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練回数 | 8回 (26年度) | 13回 |
| | 【目標項目の説明】 県・市町・防災関係機関が連携した実践的な実働訓練の回数および県災害対策本部・地方部が主催する図上訓練の回数 | | |
| 11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (主担当:防災対策部防災対策総務課) 防災情報の市町、防災関係機関との共有化を進めるとともに、県民への迅速な提供を行い、災害発生時に防災情報が適切に活用できるようにします。 | 「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合 | 15.0% (26年度) | 30.0% |
| | 【目標項目の説明】 防災情報を提供している県のホームページ「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報を入手している県民の割合(防災に関する県民意識調査) | | |
| 11204 災害医療体制の整備 (主担当:健康福祉部医療対策局地域医療推進課) 災害拠点病院等の耐震化、災害医療を支える人材育成、地域の関係者による連携体制の充実、強化などの取組を進め、災害医療体制の確保を図ります。 | 災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)数 | 19 (26年度) | 24 |
| | 【目標項目の説明】 県内の災害拠点病院が保有する活動可能な災害派遣医療チーム(DMAT)数 | | |

| | | | |
|---|---|--|---|
| 11205 安全な建築物の確保 (主担当:県土整備部建築開発課) | 地震等の災害時に おいて避難所とし て活用される建築 物の耐震化率 | — | 100% |
| 住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援し、 地震災害に対するまちの安全性の確保を図りま す。 | 〔目標項目の説明〕 耐震改修促進法の改正により、耐震診断が義務付けられ た不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、地 震等の災害時に避難所として活用される民間建築物で、 耐震性が確保された建築物の割合 | | |
| 11206 教育施設の防災対策 (主担当:教育委員会学校経理・施設課) | 学校の屋内運動場 等の天井等落下防 止対策済率 | 県立学校 0.8% 市町立学校 26.4% 私立学校 0.0% (26年度) | 県立学校 100% 市町立学校 81.6% 私立学校 77.8% |
| 県立学校の防災機能の充実を図るとともに、市 町等の学校設置者に対し、防災・耐震対策に係る 情報提供と助言を行い、地域における防災機能の 強化を図ります。 | 〔目標項目の説明〕 「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」 (文部科学省)に基づく屋内運動場天井等の対策済率 ※市町立学校、私立学校は幼稚園を含む | | |
| 11207 緊急輸送道路の機能確保 (主担当:県土整備部道路管理課) | 緊急輸送道路上の 橋梁のうち良好な 状態である橋梁の 割合 | 93.4% (26年度) | 96.5% |
| 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の 計画的な整備や修繕を進め、災害発生時に対応で きる輸送機能の確保を図ります。 | 〔目標項目の説明〕 緊急輸送道路上の橋梁のうち、おおむね5年以内に修繕 等を行う必要がないと判断できる橋梁の割合 | | |
| 11208 消防救急体制の充実・強化 (主担当:防災対策部消防・保安課) | 消防団員の条例定 数充足率 | 95.3% | 96.0% |
| 消防学校等での教育を通じた消防職員や消防 団員の資質向上に努めるとともに、消防団の活性 化、消防の広域化を進め、消防職員・消防団員に よる迅速かつ的確な予防活動および消防活動の 促進を図ります。 | 〔目標項目の説明〕 各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の 割合 | | |
| 11209 高圧ガス等の保安の確保 (主担当:防災対策部消防・保安課) | 高圧ガス等施設に おける事故発生防 止率 | 99.6% (26年度) | 100% |
| 高圧ガス等を取り扱う事業者に対する保安検 査や立入検査等の実施、保安担当者へのセミナー や研修の実施などによる保安人材の育成により、 適正な保安の確保を図ります。 | 〔目標項目の説明〕 許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止 された施設の割合 | | |

県民の皆さんとめざす姿

移住を考える人のライフスタイルに応じたきめ細かなワンストップの相談体制を活用することで、三重県への移住が促進され、地域の活性化につながっています。

現状と課題

- 首都圏等において移住のニーズが高まっていることなどから、平成 27 (2015) 年 4 月に移住相談のワンストップ窓口として「ええとこやんか三重 移住相談センター」を東京に開設しました。センターでの相談者は 30 代・40 代の現役世代が多く、移住先での仕事に関する情報提供や支援が求められています。
- 県内の市町においては、移住者受け入れのための相談窓口の設置や「空き家バンク」制度の運用、「移住体験ツアー」の実施など、移住促進のためのさまざまな取組が進められており、こうした移住者を受け入れるための体制をさらに充実する必要があります。
- 都市に住む若者を中心に、田園回帰の動きなどがあり、農山漁村への移住を促進するために、農山漁村の暮らしや農林水産業の魅力に触れる機会の創出等により、農林水産業への興味や就労意欲の醸成を図るとともに、移住者の受入体制を整備することが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

移住希望者がそれぞれのライフステージやライフシーンにおいて自らの夢や希望に沿った暮らしができるよう、三重の美しい自然や多彩な文化などさまざまな地域資源や地域での新たなライフスタイルを県内外に情報発信し、受入体制を整備していきます。

取組方向

- 「ええとこやんか三重 移住相談センター」などにおいて、関係機関と連携し、三重県の魅力のほか、県内企業への就職や農林水産業への就業など、移住を検討している人のニーズに対応した情報を一元化して発信します。
- 移住者の受入体制の確立を図るため、市町や関係機関の取組と連携し、移住者同士のネットワークづくりや、市町が実施する空き家等を活用したリノベーション事業の支援に取り組みます。
- 農林水産業への就労体験を通じ農山漁村への移住を促進するため、農山漁村の暮らしや農林水産業を実体験できる農林漁業就労体験プログラムを実施するとともに、集落・産地等による農業就労体験や移住者の受入体制整備等を進めます。

平成 31 年度末での到達目標

移住を検討する皆さんが、ライフスタイルに応じたきめ細かなワンストップの相談体制を活用することで、三重県への移住が促進されています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|---------------------------|-----|-------|--|
| 県および市町の相談窓口等で把握した県内への移住者数 | — | 100 人 | 「ええとこやんか三重 移住相談センター」など県の相談窓口や、空き家バンクなど市町の相談窓口で把握した移住者数 |

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|------------------|--------|-----|-----|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |

| | | | |
|---|-------------------------|------------------|---------|
| <p>25401 移住促進に向けた情報発信の推進 (主担当：地域連携部地域支援課)</p> <p>移住に関する相談をワンストップで受けられる窓口を東京に設置するなど移住相談体制を確立し、三重県の魅力や就業に関する情報を発信します。</p> | <p>移住相談センターにおける相談件数</p> | — | 1,000 件 |
| <p>〔目標項目の説明〕 「ええとこやんか三重 移住相談センター」における年間の相談件数</p> | | | |
| <p>25402 移住受入体制の整備 (主担当：地域連携部地域支援課)</p> <p>市町と連携して、地域や市町が移住者を受け入れるための体制づくりを促進します。</p> | <p>県外の移住相談会等への参加市町数</p> | 26 市町 (26 年度) | 42 市町 |
| <p>〔目標項目の説明〕 県外の移住相談会等にブース出展した年間延べ市町数</p> | | | |
| <p>25403 農林水産業の就労体験機会の創出 (主担当：農林水産部農業基盤整備課)</p> <p>農林水産業への就労体験を通じ農山漁村への移住を促進するため、農山漁村の暮らしや農林水産業を実体験できる農林漁業就労体験プログラムを実施するとともに、集落・産地等における農業就労体験等の取組を支援します。</p> | <p>農林水産業就労体験者数 (累計)</p> | — | 280 人 |
| <p>〔目標項目の説明〕 農山漁村の暮らしや農林水産業を実体験できる農林漁業就労体験プログラムおよび農業現場における就労体験への延べ参加者数</p> | | | |

1. 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

1 守る ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

| 施策基本事業番号 | 区分 | 目標項目 | 選定理由 | 平成31年度 目標値設定理由 | 現状値 【平成27】 | 目標値 【平成31】 |
|----------|------|---------------------|--|--|--------------------|---------------|
| 113 | 県民指標 | 自然災害への対策が講じられている人家数 | 県民の皆さんの生命と財産を守るために、河川、砂防、海岸保全、治山施設の整備に取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。 | 過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、平成31年度末までに5,600戸増加することをめざして目標値を設定しました。 | 236,700戸 (26年度) | 242,300戸 |
| 11301 | 活動指標 | 浸水想定区域図作成河川数 | 県民の皆さんの生命を守るため、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な、河川の浸水想定区域図を作成した河川数であり、洪水対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。 | 水防法改正に伴い、水位周知河川に指定している37河川の浸水想定区域図を今後8年間で作成する計画のため、平成31年度末までに20河川の浸水想定区域図の作成をめざして目標値を設定しました。 | — | 20河川 |
| 11302 | 活動指標 | 基礎調査実施数 | 県民の皆さんの生命を守るため、警戒避難体制整備にかかる基礎調査を実施した数であり、土砂災害対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。 | 土砂災害警戒区域等の指定のため基礎調査について、平成31年度完了をめざして設定しました。 | 5,770か所 (26年度) | 16,208か所 |
| 11303 | 活動指標 | 堤防耐震化延長 | 県民の皆さんの生命と財産を守るため、海岸堤防の耐震対策を実施した延長であり、高潮・地震・津波対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。 | 高潮・地震・津波からの被害軽減を図るため、過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、海岸堤防の耐震化延長を平成31年度末までに2.3km延伸することをめざして目標値を設定しました。 | 33.3km (26年度) | 35.6km |
| 11304 | 活動指標 | 山地災害危険地区整備着手地区数 | 県民の皆さんの生命と財産を守るために施設整備を行い、山地災害を未然に防止を図った危険地区数であり、山地災害対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。 | 山地災害を未然に防止するため、過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、治山施設整備に着手した山地災害危険地区数を平成31年度末までに150か所増加させることをめざして目標値を設定しました。 | 2,029地区 (26年度) | 2,179地区 |

III 拓く ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

| 施策基本 事業番号 | 区分 | 目標項目 | 選定理由 | 平成31年度 目標値設定理由 | 現状値 【平成27】 | 目標値 【平成31】 |
|--------------|------|--|---|---|----------------|---------------|
| 351 | 県民指標 | 県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長 | 道半ばにある道路網の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応し、県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動を推進する必要があることから選定しました。 | 県民生活の安全性・利便性の向上および平成33年の国体開催に向けた道路ネットワークの形成をめざし、今後の事業の見通しを勘案し、平成31年までに76.8km新規供用することを目標値として設定しました。 | - | 76.8km |
| 35101 | 活動指標 | 高規格幹線道路および直轄国道の新規供用延長 | 産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要への対応、交通渋滞の解消や、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図る必要があることから選定しました。 | 公表された県内の高規格幹線道路および直轄国道の供用予定年度を勘案し、平成31年までに34.3kmを新規供用することを目標値として設定しました。 | - | 34.3km |
| 35102 | 活動指標 | 県管理道路の新規供用延長 | 高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成をめざすとともに、県民ニーズへの的確な対応を図るため、早期に効果が発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ、効果的・効率的な県管理道路の整備を推進する必要があることから選定しました。 | 県民ニーズの的確な対応および平成33年の国体開催に向けた道路ネットワークの形成をめざし、今後の事業の見通しを勘案し、平成31年までに42.5kmを新規供用することを目標値として設定しました。 | - | 42.5km |
| 35103 | 活動指標 | 舗装の維持管理指数 | 舗装の維持管理指数を一定以上に保つことは道路の安全性・快適性確保のために欠かすことができないことから選定しました。 | 安全性・快適性が確保される望ましい管理指数が5.0以上であることから、目標値として設定しました。 | 5.1 (26年度) | 5.0以上 |
| 35104 | 活動指標 | 県管理港湾における岸壁の更新・大規模修繕実施延長 | 県管理港湾における岸壁の利便性を確保し、県民の生活や経済活動を支えるため、更新・大規模修繕を行い、施設の長寿命化を図る必要があることから選定しました。 | 県管理港湾における岸壁について、更新・大規模修繕が必要な施設を今後おおむね10年間で実施していく計画のもと、今後の事業の見通しを勘案し、平成31年までに240mを整備することを目標値として設定しました。 | 120m (26年度) | 240m |

| 施策基本事業番号 | 区分 | 目標項目 | 選定理由 | 平成31年度 目標値設定理由 | 現状値 【平成27】 | 目標値 【平成31】 |
|----------|------|---|---|--|-----------------|---------------|
| 353 | 県民指標 | 生活サービス施設が身近に存在するまちづくりの事業に着手した数（累計） | 住宅および都市機能増進施設（医療施設、商業施設等）の立地の適正化を図るための計画（立地適正化計画）に位置づけられた誘導する施設の整備やその周辺の基盤整備等により、集約型都市構造の形成が進展することから選定しました。 | 市町による立地適正化計画に位置づけられる事業について、今後の進捗の見込みを勘案して目標を設定しました。 | - | 3件 |
| 35301 | 活動指標 | 緊急輸送道路となっている街路で無電柱化された箇所数（累計） | 緊急輸送道路となっている街路の無電柱化は、当該緊急輸送道路の被災後の機能確保等に資する事業であり、県民の皆さんの安全安心につながることから選定しました。 | 無電柱化推進計画に位置づけられた5か所の街路のうち、防災拠点である市本庁舎周辺の緊急輸送道路3か所を、計画期間中に無電柱化することを目標に設定しました。 | 12か所 | 15か所 |
| 35302 | 活動指標 | 県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合 | 既存ストックの活用に向け、予防保全型の観点から、県および市町の公営住宅の長寿命化を進め、さらに県全体に波及させる必要があることから選定しました。 | 県および市町が策定する「公営住宅等長寿命化計画」に基づく改修計画の達成を目標に設定しました。 | 17.9% (26年度) | 100% |
| 35303 | 活動指標 | 防火設備等が適正に維持保全されている建築物の割合 | より多数の者が利用する大規模な既存建築物において、防火設備等の維持保全適合率を優先的に向上させることが県民の安全安心につながることから選定しました。 | 安全安心な建築物の確保をねらいとして、過去の推移も勘案し、毎年4%の上昇をめざして目標を設定しました。 | 62.8% (26年度) | 82.8% |
| 35304 | 活動指標 | 市町、県が制定した景観計画等の件数および市町に屋外広告物の権限移譲を行った件数（累計） | 景観計画の策定や屋外広告物事務の実施は、良好な景観形成に取り組む状況をあらわすことから選定しました。 | 市町が主体となった景観づくりを促進する中、市町の景観行政団体への移行等の検討状況をふまえて、計画期間中に3件増を目標として設定しました。 | 15件 | 18件 |

2. 行政運営の取組の数値目標

各行政運営の取組に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

1 行政運営 ～施策の推進を支えるために～

| 施策基本事業番号 | 区分 | 目標項目 | 選定理由 | 平成31年度 目標値設定理由 | 現状値 【平成27】 | 目標値 【平成31】 |
|----------|------|-----------------------------|---|--|----------------|---------------|
| 行政運営7 | 県民目標 | 公共事業予算上半期発注率 | 県民の皆さんに対して早期かつ適切な時期に公共事業の成果を届けるため、発注の進捗を示す「公共事業予算上半期発注率」を、公共事業の推進にかかる指標として選定しました。 | 県民の皆さんに早期かつ適切な時期に公共事業の成果を届けるため、これまでの上半期発注率を勘案して設定しました。 | 60.1% | 65.0% |
| 40701 | 活動目標 | 三重県公共事業評価審査委員会の審査における適正率 | 公共事業再評価および事後評価において、公共事業が適正に実施されているかを客観的に評価できる指標として選定しました。 | 当該年度の公共事業再評価および事後評価において、全ての事業が適正とされることを目標として100%に設定しました。 | 100% (26年度) | 100% |
| 40702 | 活動目標 | 三重県入札等監視委員会による調査審議結果に基づく改善率 | 入札契約制度の公正性、透明性の確保に向けた取組が客観的に評価できる指標として選定しました。 | 入札および契約の調査審議で改善事項の意見があった際、これらが全て入札契約制度に反映されることを目標として100%に設定しました。 | 100% (26年度) | 100% |

1. 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

1 守る ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

| 施策基本事業番号 | 区分 | 目標項目 | 選定理由 | 平成31年度 目標値設定理由 | 現状値 【平成27】 | 目標値 【平成31】 |
|----------|------|---|--|---|-----------------|---------------|
| 112 | 県民指標 | 「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合 | 県をはじめとする防災関係機関の防災・減災対策の取組がどの程度進んでいるかについて、県民の意識を把握することが、施策の進捗状況をより適切に把握できることから選定しました。 | 今後、現状値を把握し、目標値を設定します。 | (調査中) | (検討中) |
| 11201 | 活動指標 | 「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画における主要な行動項目の進捗率 | 防災・減災対策の具体的な推進については、行動計画に基づき、取組を実施していることから選定しました。 | 地震・津波や風水害に関する次期の行動計画を、毎年度、確実に進捗することをめざし設定しました。 | 93.4% (26年度) | 100% |
| 11202 | 活動指標 | 県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数 | 実働訓練は市町・防災関係機関との連携について、図上訓練は地域特性の理解と災害対応力の把握および調整能力の向上をめざすものであることから選定しました。 | 実働訓練は市町・防災関係機関と連携する総合防災訓練が1回、図上訓練は県災害対策本部・各地方部で計12回程度実施することをめざすことから設定しました。 | 8回 (26年度) | 13回 |
| 11203 | 活動指標 | 「防災みえ.jp」から防災情報等を入力している県民の割合 | 気象や災害に関する情報を総合的に提供するホームページを利用する人の割合が高まることで、災害時に県民の迅速な対応に向けた情報共有につながることから選定しました。 | 災害時における緊急情報の共有を進めるため、平成26年度の率を2倍とすることをめざすことから設定しました。 | 15.0% (26年度) | 30.0% |
| 11204 | 活動指標 | 災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)数 | 大規模災害時に迅速かつ適切な医療を提供するためには、災害急性期から中長期当初までを担う県内DMAT数の増加が必要なることから選定しました。 | 国のDMAT養成研修の三重県割当回数が年間3回程度ありますが、2回は医師等隊員の異動に伴う補充、1回は新規隊の養成にあてる予定であるため、毎年1チーム増を目標とすることから設定しました。 | 19 (26年度) | 24 |

| 施策基本事業番号 | 区分 | 目標項目 | 選定理由 | 平成31年度 目標値設定理由 | 現状値 【平成27】 | 目標値 【平成31】 |
|----------|------|--------------------------------|--|---|-----------------|----------------|
| 11205 | 活動指標 | 地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率 | 耐震改修促進法の改正趣旨をふまえ、早急にこれらの建築物の耐震化を促進する必要があることから選定しました。 | 所有者の耐震化の検討状況を勘案し、不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、災害時に避難所として活用される民間建築物について、耐震化率を100%にすることから設定しました。 | | 100% |
| 11206 | 活動指標 | 学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策済率 | 文部科学省から学校の屋内運動場等天井等落下防止対策の実施要請があったことから選定しました。 | 県立学校については、平成31年度までに全ての対策を完了する必要があることから設定しました。 市町立学校および私立学校については、設置者への確認に基づき設定しました。 | 県立学校 0.8% | 県立学校 100% |
| | | | | | 市町立学校 26.4% | 市町立学校 81.6% |
| | | | | | 私立学校 0% | 私立学校 77.8% |
| 11207 | 活動指標 | 緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合 | 大規模災害時における円滑な救助・救援活動、緊急物資の輸送手段の確保、復旧活動の基盤となる緊急輸送道路上の道路施設のうち、特に復旧に時間を要する橋梁について適切な維持管理を図り機能を確保することが必要なことから選定しました。 | 緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態の橋梁（おおむね5年以内に修繕等を行う必要がないと判断できる橋梁）の割合について、法定点検の結果に基づく修繕の進捗見込を勘案して、平成31年度を96.5%と設定しました。 | 93.4% (26年度) | 96.5% |
| 11208 | 活動指標 | 消防団員の条例定数充足率 | 地域防災力の強化に向けた新たな取組として消防団の充実強化を進めることとしたことから選定しました。なお、県内の消防団においては、団の規模が約70人から2,000人と大きく違うことから、団員数ではなく、条例定数に対する充足率としました。 | 消防団の充実を図るために、条例定数を満たしていない市町について、毎年最低1名の増員（4年間で100名）を図ることを目標としたことから設定しました。 | 95.3% | 96.0% |
| 11209 | 活動指標 | 高圧ガス等施設における事故発生防止率 | 高圧ガス等を取り扱う際の保安を確保するためには、事故の発生を防止することが重要であることから選定しました。 | 許認可をしている高圧ガス等を取り扱う施設への検査や研修等に努め、高圧ガス等の事故が無くなることが目標であることから設定しました。 | 99.6% (26年度) | 100% |

伊勢二見鳥羽ラインの無料化前倒しについて

1 伊勢二見鳥羽ラインの概要

(1) 現状と課題

伊勢二見鳥羽ラインは、伊勢市と鳥羽市間の交通混雑緩和と、平成5年の式年遷宮及び近畿自動車道伊勢線の完成、平成6年の世界祝祭博覧会の開催による交通量の増加に対応する道路として計画されました。伊勢二見鳥羽ラインは、三重県道路公社（以下「道路公社」という。）が管理する有料道路として、平成6年4月17日に供用を開始し、料金徴収期間は平成36年4月16日までの30年を予定していました。

平成25年9月に伊勢二見鳥羽ラインに接続する第二伊勢道路が開通したことから、鳥羽市南部や志摩市へのアクセスが向上し、観光客に加え、生活道路として利用する方も増えています。

伊勢二見鳥羽ラインの課題は、第二伊勢道路開通により鳥羽市南部、志摩市の方々にとって生活道路となっているにもかかわらず利用者に料金負担があること、現金払い方式の有料道路で伊勢志摩地域への来訪者に好印象ではないことが挙げられます。

(2) 無料化前倒しの効果

平成29年4月に伊勢二見鳥羽ラインを無料化前倒しすることによって、生活道路として利用する方の負担軽減や第二伊勢道路との一体性の向上による広域的な交流促進につながります。また、伊勢志摩地域では平成29年4月の菓子博など大規模イベントが予定されていることから、無料化による一層の誘客促進が見込まれます。

県営サンアリーナ前の仮設インターは、現在、常時閉鎖されていますが、伊勢二見鳥羽ラインの無料化と併せ常時開放することで、県営サンアリーナとその周辺の施設利用者や立地企業の利便性が向上します。

2 県と3市の合意事項

平成27年7月、伊勢市、鳥羽市、志摩市の3市長連名で知事に対し、伊勢二見鳥羽ライン無料化と県営サンアリーナ前の仮設インターの常時開放について要望があり、県、3市、道路公社で構成する協議会を設置して協議を行い、次の内容で合意しました。

- (1) 平成29年4月1日に伊勢二見鳥羽ラインを無料化前倒しするとともに、県営サンアリーナ前の仮設インターを常時開放する。
- (2) 平成29年4月の無料化に向けた必要額は約23.5億円であり、平成28年度末における道路公社の資金約7.7億円と、県が負担する4車線化にかかる維持管理費約6.2億円を除くと約9.6億円となる。この額を県と受益を得る3市が2分の1ずつ負担する。

| 無料化に向けた必要額 | |
|------------|---|
| 約23.5億円 | 道路公社の資金 約7.7億円 |
| | 4車線化にかかる維持管理費(県) 約6.2億円 |
| | 県と3市の負担額 約9.6億円 (県:約4.8億円、3市:4.8億円) |

<参考>

伊勢二見鳥羽ラインは、当初の計画で2車線としていたが、世界祝祭博覧会の開催に伴い、2車線を増設して4車線化している。このことから、4車線のうちの2車線部分の建設費と維持管理費は県が負担することとなっている。

- (3) 仮設インターの施設整備は、道路の管理区分に応じて、県と伊勢市がそれぞれ費用を負担し、整備を行う。

3 今後の事務手続きについて

道路公社が料金徴収期間の変更を行うには、国土交通省の許可を受ける必要があります。許可申請にあたっては県の同意が必要です。県が同意するには、県議会の議決を経る必要があるため、来年度に関連する議案を上程する予定です。

今後、関係機関と調整しながら必要な手続きを進めます。

県発注の杭基礎工事に関する調査結果

三重県

平成 27 年 12 月

1 調査目的

旭化成建材㈱が杭施工を行った横浜市のマンションにおいて、①杭施工時の電流計データが流用されていたこと、②杭の先端部を固めるセメント注入量データが流用されていたこと、③地盤調査の結果、杭が支持層に到達していないことが判明した。

また、その後、旭化成建材㈱以外の杭施工業者においても電流計データの流用等があったことが公表されている。

このように杭施工に対する信頼を損ねる事実が明らかにされるなか、県有施設の安全性に対する県民の不安を払拭するため本調査を実施した。

2 調査対象工事

過去10年間に完成した県発注工事のうち、基礎として既製の杭（コンクリート杭、鋼管杭）を施工した全ての工事とした。

対象工事の内訳（建築工事：26件、土木工事：8.0件）

| 工種 | 用途、施設 | 内訳（発注部局） | | | | |
|----------|---------------|----------|-------|-------|-------|-----|
| | | 環境生活部 | 農林水産部 | 県土整備部 | 病院事業庁 | 企業庁 |
| 建築 工事 | 学校 | | | 7 | | |
| | 庁舎 | | | 4 | | |
| | 警察署 | | | 3 | | |
| | 公衆トイレ | | | 1 | | |
| | 下水道施設 | | | 5 | | |
| | 貯蔵施設 | | | | | 1 |
| | 駐車場 | | | | 1 | |
| | 倉庫 | | | 2 | | |
| | その他（エレベータ、階段） | | | 2 | | |
| 小計 | | 0 | 0 | 24 | 1 | 1 |
| 土木 工事 | 道路施設 | | | 17 | | |
| | 河川施設 | | | 9 | | |
| | 下水道処理施設 | | | 22 | | |
| | 水道施設（水管橋含む） | | | | | 18 |
| | 農業用施設 | | 10 | 2 | | |
| | 水産用施設 | | 1 | | | |
| | その他（排水施設等） | 1 | | | | |
| 小計 | 1 | 11 | 50 | 0 | 18 | |
| 合計 | 1 | 11 | 74 | 1 | 19 | |

3 調査期間

平成27年11月13日から平成27年12月7日

4 調査内容

県が保管する工事関係書類等により、県職員が杭の施工データの確認を行った。
なお、必要に応じ、施工業者へ資料の提出を求めた。

(1) 調査手順

手順1. ①電流計の記録および②杭先端処理の記録について、流用等がないか確認を行う。

手順2. ①または②で流用等がある場合には、③安全性の確認を行う。

(2) 調査方法

①電流計記録の確認

杭全数について、電流計記録の原本で確認を行う。

原本で確認できない場合は、電流計記録のコピーを突合し、データの流用等がないか確認を行う。

②杭先端処理記録の確認

施工管理資料により、設計どおり施工されているか確認を行う。

③安全性の確認

電流計の記録または杭先端処理の記録について流用等がある場合、国土交通省からの平成27年11月26日付け事務連絡「旭化成建材(株)によるくいの施工データの流用等が判明した物件に関するくいの支持層到達を確認する方法について」を参考に、以下の方法により確認を行う。

(I) 現地調査

対象建築物・構造物の現地確認を行い、傾斜、ひび割れ等の不具合がないか確認する。

(II) 支持層の確認（電流計の記録に流用等がある場合）

(i) 下記の(a)～(e)のいずれかにより支持層の深さを確認する。

(a) 設計段階の地盤調査により支持層が概ね平坦であることが把握できており、データ流用等のない杭の施工記録等から、データ流用等のあった杭位置における支持層の深さを確認する。

(b) 設計段階の地盤調査により敷地全体の支持層の傾向が把握できており、データ流用等のない杭の施工記録等から、データ流用等のあった杭位置における支持層の深さを確認する。

(c) 施工段階に行った地盤調査や電流計以外の施工記録から、データ流用等のあった杭位置における支持層の深さを確認する。

(d) データ流用等のあった杭の施工段階に、発注者等が立会い、適切に施工されたことをチェックした記録があることにより確認する。

(e) 上記の(a)～(d)のいずれにも該当しない場合、追加でボーリング調査等を実施して支持層の深さを確認する。

(ii) 杭の材料検収及び杭の天端高の施工等データから、杭の到達深度を確認し、杭が支持層に適正に到達しているか確認する。

(iii) 杭が支持層へ未到達の場合には、構造計算のやり直しなどで建築物等の安

全性を照査する。

(Ⅲ) 杭先端処理の確認 (杭先端処理の記録に流用等がある場合)

ボーリング調査等を実施し、杭先端部分の材料等をサンプリングし、強度等を確認する。

5 調査結果

(1) 電流計記録の確認

6件で電流計記録のデータ流用等が確認された。

但し、6件のうち1件(別添の調査結果一覧表の6番)については、施工業者から電流計記録の原本が提出され、適正に施工されていることが原本により確認できた。

(2) 杭先端処理記録の確認

1件で杭先端処理記録のデータ流用等が確認された。

但し、この1件(調査結果一覧表の7番)については、平成21年12月の別途調査において安全性を確認している。

(3) 安全性の確認

電流計記録のデータ流用等が確認された6件の工事全てについて、安全性が確認できた。

(4) データ流用等の原因

施工業者へのヒアリングによると、データ流用等の原因として「杭の施工報告書を作成する際に、誤って別の杭の電流計記録のデータを使用した。」「何らかの理由により電流計記録の欠損が発生したため、別の杭の電流計記録を流用したと推測される。」等の回答であった。

調査結果一覧表

| 番号 | 工程 | 工事概要 | | | | | | | | 発注部局 | 調査結果 | | | | | | | | | |
|----|------|------------------------------------|----------------------|-------|--------|-----------------------------|---|-----|---------|-------|------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------|-------------------------------------|-------------------|
| | | 工事名称 | 施工場所 | 用途・施設 | 完成年度 | 請負業者 | 杭施工業者 (注1) | 杭本数 | 杭種別 | | 電流計の記録 | | 杭先端処理の記録 | | 安全性の確認 | | | データ適用等 の理由 (注3) | | |
| | | | | | | | | | | | 流用等の有 無 | 流用等があっ た杭の本数 | 流用等の有 無 | 流用等があっ た杭の本数 | 現地調査 (I) | 支持層の深さ の確認(II) の(i) (注2) | 支持層への 到達の確認 (II)の(ii) | | 支持層へ未 到達の場合 の調査(II) の(iii) | 杭先端処理 の確認(III) |
| 1 | 建築工事 | 三重県四日市庁舎耐震化 及びバリアフリー改修工 事 | 四日市市新正4 丁目21-5 | 庁舎 | 平成17年度 | 清水・生川・角田 特定建設工事共 同企業体 | 【1次】峰岸(株) 【2次】旭化成建 材(株) | 155 | 鋼管杭 | 県土整備部 | 有 | 5 | — (注4) | — | ○ | (a) | ○ | — | — | 事務処理ミス |
| 2 | 建築工事 | 三重県熊野庁舎耐震化及 びバリアフリー改修工事 | 熊野市井戸町 371 | 庁舎 | 平成19年度 | 大林・塩谷・根本 特定建設工事共 同企業体 | 【1次】高島(株) 【2次】旭化成建 材(株) | 131 | 鋼管杭 | 県土整備部 | 有 | 3 | — (注4) | — | ○ | (a) | ○ | — | — | 事務処理ミス |
| 3 | 建築工事 | 三重ごみ園形燃料発電所 RDF貯蔵施設築造工事 | 桑名市多度町力 島地内 | 貯蔵施設 | 平成18年度 | 日立造船機中部 支社 | 【1次】前田建設 工業㈱ 【2次】ホクコンマ テリアル㈱ 【3次】西日本日コ ン㈱ 【4次】日本コンク リート工業㈱ | 148 | コンクリート杭 | 企業庁 | 有 | 12 | 無 | — | ○ | (a) | ○ | — | — | データ欠損 |
| 4 | 建築工事 | 県立志麻病院 立体駐車 場建築工事 | 志麻市阿児町鶴 方1267ほか9箇 | 駐車場 | 平成17年度 | 桐石吉組 | 【1次】中部高圧コ ンクリート㈱ | 132 | コンクリート杭 | 病院事業庁 | 有 | 7 | 無 | — | ○ | (a) | ○ | — | — | データ欠損 |
| 5 | 土木工事 | 一級河川芥川一級河川改 修工事(橋梁下部工及び 護岸工) | 鈴鹿市加佐登町 | 河川施設 | 平成17年度 | 奥村・富崎経営 建設共同企業体 | 【1次】中里建設 ㈱ | 22 | 鋼管杭 | 県土整備部 | 有 | 12 | 無 | — | ○ | (a) | ○ | — | — | データ欠損 |

※電流計記録の原本により、適正な施工が確認できた工事

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------|--------------------|-------------------|----|--------|---------------------------------------|---|-----|---------|-------|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|--------|
| 6 | 建築工事 | 三重県伊勢庁舎本館等建 築工事 | 伊勢市勢田町 628-2ほか | 庁舎 | 平成23年度 | ナカノドー・丸龜 産業・日本屋特 定建設工事共同 企業体 | 【1次】大同基礎工 業(株) 【2次】ジャパンバ イル(株) | 142 | コンクリート杭 | 県土整備部 | 有 | 5 | 無 | — | ○ | (a) | ○ | — | — | 事務処理ミス |
|---|------|--------------------|-------------------|----|--------|---------------------------------------|---|-----|---------|-------|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|--------|

※過去の調査により、安全性が確認できている工事

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------|---|-----------------|-------------|--------|--|---------------------|-----|---------|-------|-----------|---|---|-----|---|---|---|---|---|--------------------------|
| 7 | 土木工事 | 中勢沿岸流域下水道(志 登茂川処理区)志登茂川 浄化センター北系水処理 施設(土木)建設工事 | 津市白塚町~河 芸町彰電 | 下水道処理 施設 | 平成23年度 | フジタ・日本土建・ アイケーティ特定 建設工事共同企 業体 | 【1次】日本コンク リート工業㈱ | 902 | コンクリート杭 | 県土整備部 | 無 (注5) | — | 有 | 380 | — | — | — | — | — | 理想的なデー タが取れな かったため |
|---|------|---|-----------------|-------------|--------|--|---------------------|-----|---------|-------|-----------|---|---|-----|---|---|---|---|---|--------------------------|

注1:カッコ内は下請次数を記載している。
 注2:調査方法(II)の(i)の(a)~(e)で該当するものを記載している。
 注3:施工業者へのヒアリング結果に基づき記載している。
 注4:杭先端処理が不要な工法であるため、「—」と記載している。
 注5:杭先端処理工程における電流計の流用等について、「杭先端処理の記録」欄に記載している。

審議会等の審議状況（平成27年9月15日～平成27年11月23日）

（県土整備部）

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公共事業評価審査委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成27年9月29日 |
| 3 委員 | 委員長 安食 和宏、副委員長 酒井 俊典 委員 木下 誠一 他4名 |
| 4 諮問事項 | 三重県公共事業評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業再評価実施事業 ○道路事業 ・一般国道477号西浦バイパス ・一般国道368号仁柿峠バイパス ○広域河川改修事業 ・二級河川相川 ○街路事業 ・近鉄名古屋線川原町駅付近（連続立体交差） 2 公共事業事後評価実施事業 ○砂防事業 ・庵座谷川 |
| 5 調査審議結果 | 再評価実施事業は、継続が了承された。 事後評価実施事業は、評価結果の妥当性が認められた。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公共事業評価審査委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成27年10月23日 |
| 3 委員 | 委員長 安食 和宏、副委員長 酒井 俊典 委員 岡 良浩 他3名 |
| 4 諮問事項 | 三重県公共事業評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業事後評価実施事業 ○かんがい排水事業 ・鈴鹿川沿岸地区 ○湛水防除事業 ・西黒部地区 ○県営地域水産物供給基盤整備事業 ・舟越 ・神島 |
| 5 調査審議結果 | 事業は、評価結果の妥当性が認められた。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公共事業評価審査委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成27年11月17日 |
| 3 委員 | 委員長 安食 和宏、副委員長 酒井 俊典 委員 田中 彩子 他4名 |
| 4 諮問事項 | 三重県公共事業評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業事後評価実施事業 ○港湾事業 ・津松阪港 ○海岸高潮対策事業 ・木本港海岸 ・御浜地区海岸 ○街路事業 ・相川小戸木橋線 |
| 5 調査審議結果 | 事業は、評価結果の妥当性が認められた。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県都市計画審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成27年10月28日 |
| 3 委員 | 会長 朝日 幸代 委員 村山 顕人 他17名 |
| 4 諮問事項 | 1 (仮称) 都市計画道路鈴鹿亀山道路の概略の案の決定 2 (仮称) 都市計画道路鈴鹿亀山道路環境影響評価方法書 (案) |
| 5 調査審議結果 | 原案どおり答申された。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 審議会等の名称 | 三重県景観審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成27年11月10日 |
| 3 委員 | 会長 浅野 聡、副会長 久 隆浩 委員 木村 京子 他7名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 会長、副会長の選出後、部会の設置について承認された。 |
| 6 備考 | |